



金 沢 市 公 報

号外第13号の3

平成28年(2016年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則 (地域保健課)	18
●規 則		○金沢市公印規則の一部を改正する規則 (文書法制課)	18
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則 (人 事 課)	1	○金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (広報広聴課)	19
○金沢市職員の退職管理に関する規則 (")	1	○市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則 (人 事 課)	21
○行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則 (行政経営課)	6	○職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (")	21
○金沢市定住の促進に関する条例施行規則 (住宅政策課)	7	○金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則 (")	21
○金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (行政経営課)	8	○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (")	23
○金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則 (総 務 課)	15		

規 則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市規則第11号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成27年政令第318号)第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を定めるものとする。

市長	市長が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
消防長	消防長が任命する職員
農業委員会	農業委員会が任命する職員
公営企業管理者	公営企業管理者が任命する職員
病院事業管理者	病院事業管理者が任命する職員

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

金沢市職員の退職管理に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

●金沢市規則第12号

金沢市職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに金沢市職員の退職管理に関する条例(平成28年条例第8号。以下「条例」という。)第2条及び第3条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者(同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。)が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員(同項に規定する役職員をいう。以下同じ。)が属する執行機関の組織等(同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。)(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等(法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。)が株主等(株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。)の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第4条 法第38条の2第2項の規則で定める法人は、地方独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

- (1) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社
- (2) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社
- (3) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社
- (4) 沖縄振興開発金融公庫
- (5) 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人

(退職手当通算予定職員)

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に金沢市職員退職手当支給条例(昭和28年条例第41号)の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第6条 法第38条の2第4項の地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 会計管理者
- (2) 議会事務局長
- (3) 消防長
- (4) 市立病院事務局長

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第7条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職(以下「内部組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第8条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第4条各号に掲げる法人が行う業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第10条 法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第11条 法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として市長が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第12条 法第38条の2第6項第6号の承認(以下この条において「依頼等の承認」という。)を得ようとする再就職者は、次に掲げる事項を記載した再就職者による依頼等の承認申請書(様式第1号)を任命権者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律162号)第37条第1項に規定する県費負担教職員にあっては、金沢市教育委員会。第23条において同じ。)に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (6) 離職前5年間(再就職者が法第38条の2第4項に規定する職(同条第8項の規定に基づく条例が定められているときは、同項の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものを含む。)に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。)の在職状況及び職務内容
- (7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人の役員の職及びその職務内容
- (8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象となる契約等事務(同条第1項に規定する契約等事務をいう。)
- (9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容
- (10) その他参考となるべき事項

(部長又は課長に相当する職)

第13条 条例第2条の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、次に掲げる職(内部組織の長等の職を除く。)とする。

- (1) 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)第10条の2第1項に規定する職
- (2) 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年条例第22号)第4条の2第1項に規定する職
- (3) 金沢市立の小学校及び中学校の校長の職及び教頭の職

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第14条 条例第2条の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職(以下この条において「部課長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第15条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第16条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第17条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第18条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第8条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第19条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、第13条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第20条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第14条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第21条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものは、内部組織の長等の職及び第13条に定める職とする。

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第22条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 本市の職員として採用された場合
- (3) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、市長が定める額以下の報酬を得る場合

(任命権者への再就職の届出)

第23条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、再就職先届出書(様式第2号)により、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届け出なければならない。

2 条例第3条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号 (第12条関係)

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

(宛先) 任命権者

地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づき、次のとおり承認を申請します。
この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

ふりがな		
氏名		⑩
生年月日		年 月 日
連絡先		
勤務先 (営利企業等)	名称	
	業務内容	
	地位(役職等)	

2 離職時及び離職前の状況

離職日	年 月 日		
離職時の所属・職	所属	職	
離職前5年間 (※)の在職状況等	所属	職	在職期間
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
		職務内容	

※ 申請者が地方公務員法第38条の2第4項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼をする事項と勤務先(営利企業等)との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先(営利企業等)又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先(営利企業等)又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

ふりがな			
氏名			
所属		職	
職務内容			

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

<input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として市長が定めるものを受ける契約に関する職務に関するもの
<input type="checkbox"/> その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの 職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
<input type="checkbox"/> 上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

様式第2号(第23条関係)

再 就 職 先 届 出 書

年 月 日

(宛先) 任命権者

職員の退職管理に関する条例第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 届出者

ふりがな			
氏名	①		
生年月日	年	月	日
連絡先			

2 離職時の状況

離職時の所属・職	所属	職
離職日	年	月 日

3 再就職先

再就職日	年	月 日
名称		
業務内容		
地位		

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の一部改正)

第1条 金沢市小額工事契約事務取扱特例規則(昭和53年規則第55号)の一部を次のように改正する。

別表中「キゴ山ふれあいの里館長 キゴ山少年自然の家館長 キゴ山天体観察センター館長」を「キゴ山ふれあい研修センター所長」に改める。

(技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第2条 技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和60年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「、キゴ山ふれあいの里又はキゴ山少年自然の家」を「又はキゴ山ふれあい研修センター」に改める。

(金沢市情報公開及び個人情報保護審査会規則の一部改正)

第3条 金沢市情報公開及び個人情報保護審査会規則(平成3年規則第45号)の一部を次のように改正する。

第4条中「市長公室広報聴課」を「都市政策局広報聴課」に改める。

(金沢市情報公開及び個人情報保護審議会規則の一部改正)

第4条 金沢市情報公開及び個人情報保護審議会規則(平成3年規則第46号)の一部を次のように改正する。

第5条中「市長公室広報聴課」を「都市政策局広報聴課」に改める。

(金沢市市政情報コーナー設置規則の一部改正)

第5条 金沢市市政情報コーナー設置規則(平成6年規則第48号)の一部を次のように改正する。

第1条中「市長公室広報聴課」を「都市政策局広報聴課」に改める。

(金沢市住民基本台帳ネットワークシステム運営管理規則の一部改正)

第6条 金沢市住民基本台帳ネットワークシステム運営管理規則(平成14年規則第68号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項第1号を次のように改める。

(1) 都市政策局長

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市定住の促進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第14号

金沢市定住の促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市定住の促進に関する条例(平成13年条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(隣接市町等)

第2条 条例第2条第4項第1号の市長が別に定める市町は、白山市、かほく市及び野々市市並びに河北郡津幡町及び内灘町とする。

(建築物の規模、土地利用等に係る計画)

第3条 条例第12条第1項の規則で定める建築物の規模、土地利用等に係る計画は、次に掲げるものとする。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条第1項の規定により認可を受けた建築協定に係る建築物に関する基準

(3) 金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例(平成12年条例第11号)第11条第1項に規定するまちづくり協定の締結に係るまちづくり計画

(4) 金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例(平成15年条例第8号)第20条第1項に規定する防災まちづくり協定の締結に係る地区施設整備計画

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第15号

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市補助組織及び分掌事務規則（平成23年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

市長公室	秘書課 広報広聴課 情報政策課 ICT推進室 国際交流課 交流戦略推進室 東京事務所	秘書係 広報企画係 市政情報係 庁内システム係 住民システム係 国際交流係	を
都市政策局	企画調整課	企画係 政策推進係 総合調整係	

都市政策局	企画調整課	企画係 政策推進係 総合調整係	に、
	調査統計室		

	金沢美術工芸大学 建設準備室 調査統計室 広報広聴課 情報政策課 ICT推進室 国際交流課 交流戦略推進室 東京事務所	広報企画係 市政情報係 庁内システム係 住民システム係 国際交流係	に、

歴史文化部 歴史都市推進室	文化政策課 文化財保護課 埋蔵文化財センター 歴史建造物整備課 用水・惣構堀保全室 町家保全活用室	文化発信係 文化振興係 文化財保護係 企画庶務係 保存整備係	を
総務局	総務課	総務係 財産管理係	

総務局	秘書課 総務課	秘書係 総務係 財産管理係	に、

経済局	商業振興課	金融係 商業係	を
-----	-------	---------	---

文化スポーツ局	文化政策課 文化施設課 文化財保護課 埋蔵文化財センター 歴史都市推進課 用水・惣構堀保全室 町家保全活用室	文化政策係 文化施設係 文化財保護係 企画庶務係 保存整備係	に、
スポーツ部	スポーツ振興課 金沢マラソン推進課	スポーツ振興係 金沢マラソン推進係	
経済局	商業振興課	金融係 商業係	

	観光交流課 プロモーション推進課	観光交流係 プロモーション推進係	を
--	---------------------	---------------------	---

	観光政策課 誘客推進室	企画係 観光係	に、
--	----------------	---------	----

	生活衛生室 市民スポーツ課 金沢マラソン推進課	市民スポーツ係 金沢マラソン推進係	を
--	-------------------------------	----------------------	---

	生活衛生室		に、
--	-------	--	----

「保護第4係」を「保護第4係 保護第5係」に、「認定係 給付係」を「認定係 給付係 事業者管理係」に、「まちなか住宅再生室」を「空き家活用推進室」に改める。

第4条を削る。

第5条第1項の表中

	4 公共団体等の活動調整に関する事項	を
交流拠点都市推進室	1 交流拠点都市金沢の実現に向けた施策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項	

	4 公共団体等の活動調整に関する事項 5 総合教育会議に関する事項 6 公立大学法人評価委員会に関する事項 7 公立大学法人金沢美術工芸大学に関する事項（金沢美術工芸大学建設準備室が所管する事項を除く。）	に、
交流拠点都市推進室	1 交流拠点都市金沢の実現に向けた施策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項	
金沢美術工芸大学建設準備室	1 金沢美術工芸大学の建設準備に関する事項	

	3 国勢調査その他の統計調査に関する事項	を
--	----------------------	---

		3 国勢調査その他の統計調査に関する事項
広報広聴課	広報企画係	1 広報の総合的企画及び連絡調整に関する事項 2 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、出版物等による広報に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他係に属しない事項
	市政情報係	1 広聴に関する事項 2 市政情報の提供に関する事項 3 市民相談に関する事項 4 情報公開及び個人情報保護に関する事項
情報政策課	庁内システム係	1 庁内情報システムの開発支援及び運用管理に関する事項 2 課の庶務に関する事項 3 他係に属しない事項
	住民システム係	1 住民情報システムの開発支援及び運用管理に関する事項
ICT推進室		1 情報通信技術の利活用の推進に関する事項 2 情報化施策に係る調査、研究、企画及び調整に関する事項
国際交流課	国際交流係	1 国際交流施策の企画及び推進に関する事項 2 姉妹都市等との国際交流に関する事項 3 公益財団法人金沢国際交流財団に関する事項
	交流戦略推進室	1 国際交流の活性化に向けた総合的な戦略の推進及び連絡調整に関する事項
東京事務所		1 市政運営に必要な情報及び資料の収集及び調査に関する事項 2 本市重要施策の紹介に関する事項 3 中央官庁及び関係機関との連絡調整に関する事項 4 その他市長の特命に関する事項

に

改め、同条第3項を削り、同条を第4条とする。

第6条の表中

総務課	総務係	1 名誉市民に関する事項
秘書課	秘書係	1 秘書に関する事項
		2 交際及び儀式に関する事項
		3 褒賞等の進達に関する事項
総務課	総務係	1 名誉市民に関する事項
		7 総合教育会議に関する事項
		8 公立大学法人評価委員会に関する事項
		9 公立大学法人金沢美術工芸大学に関する事項
		10 市長会に関する事項
		11 課の庶務に関する事項
		12 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項
		13 他局に属しない事項

を

に、

を

	7 市長会に関する事項 8 課の庶務に関する事項 9 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項 10 他局に属しない事項	に
--	---	---

改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(文化スポーツ局の各課等の分掌事務)

第6条 文化スポーツ局の各課等又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課 等 ・ 係		分 掌 事 務
文化政策課	文化政策係	1 文化行政の企画及び調整に関する事項 2 文化振興施策の推進に関する事項 3 公益財団法人横浜記念金沢の文化創生財団に関する事項 4 局の所管事務で他課に属しない事項
文化施設課	文化施設係	1 文化施設等に関する事項（他課の所管に属する事項を除く。） 2 市有美術品及び工芸品の整理及び活用に関する事項 3 公益財団法人金沢芸術創造財団に関する事項 4 公益財団法人金沢文化振興財団に関する事項
文化財保護課	文化財保護係	1 歴史的文化遺産の保護及び継承に関する事項 2 伝統芸能等の保存及び継承に関する事項 3 文化財保護に関する事項 4 埋蔵文化財の保護の企画及び調整に関する事項
埋蔵文化財センター		1 埋蔵文化財の発掘調査並びに出土品の整理、記録及び研究に関する事項 2 埋蔵文化財センターの管理運営に関する事項
歴史都市推進課	企画庶務係	1 歴史都市施策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項 2 文化的景観の保護に関する事項 3 公益社団法人金沢職人大学校に関する事項 4 課の庶務に関する事項 5 他係に属しない事項
	保存整備係	1 伝統的建造物群保存地区に関する事項 2 こまちなみの保存育成に関する事項 3 寺社風景の保全に関する事項 4 歴史建造物の保全及び整備に関する事項 5 歴史的みち筋の整備に関する事項
用水・惣構堀保全室		1 用水・惣構堀の保全に関する事項
町家保全活用室		1 町家の保全及び活用に関する事項

2 スポーツ部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部 ・ 課 ・ 係		分 掌 事 務
スポーツ部		1 スポーツの振興及び金沢マラソンに関する事項
スポーツ振興課	スポーツ振興係	1 スポーツ振興施策の企画及び推進に関する事項 2 スポーツ・レクリエーション活動の普及奨励並びに団体等の指導助言及び育成に関する事項 3 スポーツ施設の整備及び管理運営に関する事項 4 公益財団法人金沢市スポーツ事業団に関する事項
金沢マラソン推進課	金沢マラソン推進係	1 金沢マラソンの開催に関する事項

第7条第2項の表中

観光交流課	観光交流係	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光行政の企画及び調整に関する事項 2 観光施設の整備及び開発に関する事項 3 観光宣伝に関する事項 4 国内及び海外の誘客の促進に関する事項 5 都市間交流に関する事項（北陸新幹線沿線都市に係るものを除く。） 6 国際コンベンション都市の推進に関する事項 	を
プロモーション推進課	プロモーション推進係	<ol style="list-style-type: none"> 1 誘客の促進に向けたシティプロモーション等に関する事項（他課の所管に属する事項を除く。） 2 都市間交流に関する事項（北陸新幹線沿線都市に係るものに限る。） 	

観光政策課	企画係	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光行政の企画及び調整に関する事項 2 観光施設の整備及び開発に関する事項 3 観光宣伝に関する事項 4 観光行事に関する事項 5 コンベンション都市の推進に関する事項 6 課の庶務に関する事項 7 他係に属しない事項 	に
	観光係	<ol style="list-style-type: none"> 1 着地型観光に関する事項 2 広域観光に関する事項 3 都市間交流に関する事項 	
誘客推進室		<ol style="list-style-type: none"> 1 国内の誘客の推進に関する事項 2 海外の誘客の推進に関する事項 	

改める。

第9条の表中

		<ol style="list-style-type: none"> 2 墓地、埋葬等に関する事項 	
市民スポーツ課	市民スポーツ係	<ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツ振興施策の企画及び推進に関する事項 2 スポーツ・レクリエーション活動の普及奨励並びに団体等の指導助言及び育成に関する事項 3 スポーツ施設の整備及び管理運営に関する事項 4 公益財団法人金沢市スポーツ事業団に関する事項 	を
金沢マラソン推進課	金沢マラソン推進係	<ol style="list-style-type: none"> 1 金沢マラソンの開催に関する事項 	
		<ol style="list-style-type: none"> 2 墓地、埋葬等に関する事項 	に

改める。

第10条の表中

		<ol style="list-style-type: none"> 3 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 4 課の庶務に関する事項 5 他係に属しない事項 	を
--	--	--	---

	<ul style="list-style-type: none"> 3 金沢市援護規則の規定に関する事項（課長が定める援護に係るものに限る。） 4 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 5 課の庶務に関する事項 6 他係に属しない事項 	に、
	<ul style="list-style-type: none"> 3 行旅病人及び行旅死亡人に関する事項 	を
	<ul style="list-style-type: none"> 3 金沢市援護規則の規定に関する事項（課長が定める援護に係るものに限る。） 4 行旅病人及び行旅死亡人に関する事項 	に、
	<ul style="list-style-type: none"> 3 中国残留邦人等に係る支援給付及び配偶者支援金に関する事項 4 外地引揚者の援護に関する事項 	を
	<ul style="list-style-type: none"> 3 金沢市援護規則の規定に関する事項（課長が定める援護に係るものに限る。） 4 中国残留邦人等に係る支援給付及び配偶者支援金に関する事項 5 外地引揚者の援護に関する事項 	に、
	<ul style="list-style-type: none"> 3 金沢市援護規則の規定に関する事項 	を
保護第5係	<ul style="list-style-type: none"> 3 金沢市援護規則の規定に関する事項（課長が定める援護に係るものに限る。） 1 生活保護に関する事項（課長が定める区域の住民に係るものに限る。） 2 生活困窮者の自立支援に関する事項（課長が定める事業に係るものに限る。） 3 金沢市援護規則の規定に関する事項（課長が定める援護に係るものに限る。） 	に、
	<ul style="list-style-type: none"> 2 介護サービスを行う事業者及び施設に関する事項 3 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 4 有料老人ホームの設置の届出の受理に関する事項 5 サービス付き高齢者向け住宅事業に関する事項（登録に係る事項を除く。） 6 高齢者等の生活自立のための住まいづくりの助成に関する事項 	を

		2 高齢者等の生活自立のための住まいづくりの助成に関する事項	に
	事業者管理係	1 介護サービスを行う事業者及び施設に関する事項 2 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 3 有料老人ホームの設置の届出の受理に関する事項 4 サービス付き高齢者向け住宅事業に関する事項（登録に係る事項を除く。）	

改める。

第12条の表中「一般廃棄物の適正処理指導」を「家庭系廃棄物の適正処理指導」に、

	分別指導係	1 ごみ等の排出指導及び啓発に関する事項（西部管理センター及び東部管理センターが所管する事項を除く。） 2 臨時のごみの収集に関する事項 3 不法投棄された廃棄物等の回収に関する事項	を
ごみ減量化推進室		1 循環型社会の形成の推進に関する事項 2 廃棄物の排出抑制、再使用及び再利用に関する事項 3 事業者及び市民によるリサイクル活動の推進に関する事項 4 産業廃棄物の適正処理指導に関する事項 5 廃棄物の不法投棄の防止に関する事項	

	分別指導係	1 家庭系廃棄物の排出指導及び啓発に関する事項（西部管理センター及び東部管理センターが所管する事項を除く。） 2 臨時のごみ等の収集に関する事項	に、
ごみ減量化推進室		1 循環型社会の形成の推進に関する事項 2 家庭系廃棄物の排出抑制、再使用及び再利用に関する事項 3 事業者及び市民によるリサイクル活動の推進に関する事項	

「ごみ等の収集」を「家庭系廃棄物の収集」に、「並びに配車」を「及び管理」に、「おけるごみ等」を「おける家庭系廃棄物」に、

		7 課の庶務に関する事項 8 他係に属しない事項	を
--	--	-----------------------------	---

		7 事業系廃棄物及び産業廃棄物の適正処理指導に関する事項 8 事業系廃棄物の排出抑制、再使用及び再利用に関する事項 9 廃棄物の不法投棄の防止に関する事項 10 不法投棄された廃棄物の回収に関する事項 11 課の庶務に関する事項 12 他係に属しない事項	に
--	--	--	---

改める。

第13条第1項の表中「及び東金沢駅」を削り、同条第2項の表中

まちなか住宅再生室		1 まちなかの低未利用地における戸建て住宅の建築の促進に関する事項 2 まちなかの空き家の活用の促進に関する事項	を
-----------	--	---	---

空き家活用推進室	1 空き家等の活用の推進に関する事項 2 空き家等の適正管理に係る啓発に関する事項 3 特定空き家等に対する措置に関する事項	に、
----------	--	----

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく届出等」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく認定等」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第16号

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市事務決裁規則（昭和60年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「、歴史都市推進室」を削る。

第11条（見出しを含む。）中「議会議務局長」の次に「、監査事務局長」を加える。

第14条中「及び監査事務局」を削る。

別表第1事務の執行の表中

17 本市が行った処分等に対する不服申立てに係る市長の決定又は裁決			○ (輕易なもの)					文書法制課	を
-----------------------------------	--	--	--------------	--	--	--	--	-------	---

17 審査請求に関すること。 (1) 弁明書等の提出			○ (輕易なもの)						に
(2) 審理員の指名			○						

改め、同表契約イの表中

	4,000万円以下の古書、美術品及び	2,000万円以下	
	工芸品（歴史文化部長に限る。）	○	
		2,000万円以下	
		2,000万円以下	

を

4,000万円以下の古書、美術品及び		2,000万円以下	
工芸品（文化スポーツ局長に限る。）		○	
		2,000万円以下	
		2,000万円以下	

に、「文化政策課長」を「文化施設課長」に改め、同表支出アの表中「子育て世帯臨時特例給付金」を「年金生活者等支援臨時福祉給付金」に改める。

別表第2第1項を削り、同表第2項の表企画調整課の項の次に次のように加える。

広報広聴課	1 新聞等による広報及び広聴の実施				○	
情報政策課	1 電算適用業務の選定		○		○ (軽易なもの)	
	2 電算適用業務の処理手順の決定及び変更				○	

別表第2第2項の表文化政策課の項及び文化財保護課の項を削り、同項を同表第1項とし、同表第3項の表中

総務課	1 財産表の作成				○	
-----	----------	--	--	--	---	--

秘書課	1 市賞の授与の決定				○	
総務課	1 財産表の作成				○	

改め、同第3項の表人事課の項中「条件付採用職員の勤務評定」を「条件付採用職員の人事評価」に改め、同第3項の表中

6 職員の退職年金等に関すること。						
(1) 年金の裁定及び年金の額の改定				○		
(2) その他の事項					○	
7 職員の健康診断の実施					○	

6 職員の健康診断の実施					○	
7 職員の退職年金等に関すること。						
(1) 年金の裁定及び年金の額の改定				○		
(2) その他の事項					○	
8 地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づく承認					○	

税務事務共通	1 市税に対する異議申立ての処理の決定				○	
	2 課税標準額の決定、更正、修正及び変更					○

税務事務共通	1 課税標準額の決定、更正、修正及び変更				○	
--------	----------------------	--	--	--	---	--

改め、同項を同表第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 文化スポーツ局

課名	専決事項	専決区分等				
		副市長	所管局長	所管部長	所管課長	合議課
文化施設課	1 所管する財団の運営指導及び連絡調整				○	
文化財保護課	1 埋蔵文化財センターの使用承認等				○	

別表第2第9項の表環境政策課の項第2号中「リサイクル推進課」を「環境指導課」に改め、同第9項の表リサイクル推進課の項を次のように改める。

リサイクル推進課	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事項 (1) 家庭系廃棄物の排出に係る指示			○		
	2 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に関する事項 (1) 勧告及び命令（家庭系廃棄物に係るものに限る。）			○		
	3 清掃職員研修の計画及び実施			○		
	4 リサイクルプラザの使用の承認等			○		
	5 リサイクルプラザへの廃棄物の搬入の承認			○		
	6 廃棄物収集業務の編成替え			○		

別表第2第9項の表環境指導課の項中

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事項 (1) 産業廃棄物の処理に係る命令（事業者に係るものを除く。）及び許可並びに許可の取消し			○				を
(2) 廃棄物再生利用業の指定及び取消し			○				
(3) 一般廃棄物の処理に係る命令及び許可並びに許可の取消し			○				

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事項 (1) 事業系廃棄物の排出に係る指示				○			に、
(2) 産業廃棄物の処理に係る命令及び許可並びに許可の取消し			○				
(3) 廃棄物再生利用業の指定及び取消し			○				
(4) 一般廃棄物の処理に係る命令及び許可並びに許可の取消し			○				

3 金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱に関する事項							を
--------------------------	--	--	--	--	--	--	---

3 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に関する事項 (1) 勧告及び命令（事業系廃棄物及び産業廃棄物に係るものに限る。）			○				に、
4 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則に関する事項 (1) 大規模建築物の認定及び事前協議を要する事業の認定			○				
5 金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱に関する事項							

4 特定施設の設置等に係る届出書の受理	を	6 特定施設の設置等に係る届出書の受理	に改める。
5 特定施設の設置等に係る実施の制限期間の短縮		7 特定施設の設置等に係る実施の制限期間の短縮	
6 大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法若しくは振動規制法又は金沢市環境保全条例の規定に基づく勧告及び命令		8 大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法若しくは振動規制法又は金沢市環境保全条例の規定に基づく勧告及び命令	
7 浄化槽保守点検業者の登録		9 浄化槽保守点検業者の登録	
8 浄化槽保守点検業者の変更の登録		10 浄化槽保守点検業者の変更の登録	

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 市長の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日前にされた市長の処分又はこの規則の施行の日前にされた申請に係る市長の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第17号

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則

金沢市衛生事務委任に関する規則（昭和23年規則第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中ウを削り、ナをヒとし、トをハとし、同号テ中「第27条第1項、第28条第1項」を「第26条の3第1項若しくは第3項、第26条の4第1項若しくは第3項、第27条第1項若しくは第2項、第28条第1項若しくは第2項」に改め、同テを同号ノとし、同号中ツをネとし、セからチまでをトからヌまでとし、スをソとし、同ソの次に次のように加える。

- タ 法第26条の3第1項の規定による検体又は感染症の病原体の提出の命令に関すること。
- チ 法第26条の3第3項の規定による検体又は感染症の病原体の取次の措置に関すること。
- ツ 法第26条の4第1項の規定による検体の提出又は採取の命令に関すること。
- テ 法第26条の4第3項の規定による検体の採取の措置に関すること。

第2条第11号中シをセとし、エからサまでをカからスマまでとし、イをオとし、アをエとし、同号にアからウまでとして次のように加える。

- ア 法第16条の3第1項の規定による検体の提出又は採取の勧告に関すること。
- イ 法第16条の3第3項の規定による検体の採取の措置に関すること。
- ウ 法第16条の3第5項及び第6項（法第23条において準用する場合を含む。）の規定による検体の提出若しくは採取の勧告又は検体の採取の措置をする場合のその理由等の通知又はその理由等を記載した書面の交付に関すること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第18号

金沢市公印規則の一部を改正する規則

金沢市公印規則（昭和50年規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表エの表証明用市長印の項中「並びに低炭素建築物新築等計画の」を「、低炭素建築物新築等計画の認定の証明、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の証明並びに建築物のエネルギー消費性能に係る」に改め、同エの表国民

健康保険事務用市長印2号の項中「及び督促状」を「、督促状、催告書及び特別徴収に関する文書」に改め、同工の表後期高齢者医療事務用市長印1号の項中「及び督促状」を「、更正通知書、督促状、催告書、特別徴収に関する文書及び還付通知書」に改め、同工の表後期高齢者医療事務用市長印2号の項中「後期高齢者医療保険料還付通知書、」を削り、同表オの表証明用市長職務代理人印の項中「並びに低炭素建築物新築等計画の」を「、低炭素建築物新築等計画の認定の証明、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の証明並びに建築物のエネルギー消費性能に係る」に改め、同オの表国民健康保険事務用市長職務代理人印2号の項中「及び督促状」を「、督促状、催告書及び特別徴収に関する文書」に改め、同オの表後期高齢者医療事務用市長職務代理人印1号の項中「及び督促状」を「、更正通知書、督促状、催告書、特別徴収に関する文書及び還付通知書」に改め、同オの表後期高齢者医療事務用市長職務代理人印2号の項中「後期高齢者医療保険料還付通知書、」を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第19号

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則（平成3年規則第44号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第34条」を「第34条第3項」に改める。

様式第2号の備考を次のように改める。

備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、
に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、前項の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、同項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前2項の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前2項の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号の備考を次のように改める。

備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、
に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、前項の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、同項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前2項の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前2項の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第7号の備考を次のように改める。

備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、

に対して審査請求をすることができます。

- 2 この決定については、前項の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、同項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前2項の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前2項の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第12号の備考を次のように改める。

備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、
に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、前項の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、同項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前2項の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前2項の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第13号の備考を次のように改める。

備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、
に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、前項の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、同項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前2項の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前2項の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第17号の備考を次のように改める。

備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、
に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、前項の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、同項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前2項の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前2項の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

ことや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
様式第18号の備考を次のように改める。

備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、
に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、前項の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます。なお、同項の審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前2項の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前2項の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第21号中「不服申立て」を「審査請求」に、「第34条」を「第34条第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第20号

市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則
市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則（平成8年規則第40号）の一部を次のように改正する。
本則中「濱田 厚史」を「細田 大造」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第21号

職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の服務等に関する条例施行規則（平成7年規則第5号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項第2号イ中「甥杉少年の森、キゴ山ふれあいの里又はキゴ山少年自然の家」を「キゴ山ふれあい研修センター」に改める。

第22条中「の理由」を削り、「認められる場合」を「認める場合」に、「に定める」を「のいずれかに該当する」に改め、同条第2号中「以下」を「次号及び第4号において」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第22号

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則
金沢市職員被服貸与規則（昭和31年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表歴史都市推進室の項から町家保全活用室の項までを削り、同第2項の表資産税課の項の次に次のように加える。

文化財保護課	作業服（上、下）	2	
	作業服（夏）（上、下）	2	
	防寒衣	1	
	雨衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	埋蔵文化財センター	作業服（上）	
作業服（下）		4	
作業服（夏）（上、下）		4	
防寒衣		1	
雨衣		1	
ゴム長靴		1	
防寒長靴		1	
歴史都市推進課 用水・惣構堀保全室 町家保全活用室		作業服（上）	1
	作業服（下）	2	
スポーツ振興課	運動着	2	
	運動シャツ	2	
	防寒衣	1	
	ズック	1	
金沢マラソン推進課	運動着	2	
	運動シャツ	2	
	防寒衣	1	
	ズック	1	

別表第1第2項の表市民スポーツ課の項及び金沢マラソン推進課の項を削り、同第2項の表中「まちなか住宅再生室」を「空き家活用推進室」に、

キゴ山ふれあいの里 キゴ山少年自然の家 キゴ山天体観察センター	を	キゴ山ふれあい研修センター	に改める。
---------------------------------------	---	---------------	-------

別表第5第2項の表中「キゴ山少年自然の家」を「キゴ山ふれあい研修センター」に改める。

別表第6第2項の表中

業務技士 業務士	制服	1	キゴ山ふれあいの里に限る。	を
	作業服（上、下）	4		

業務技士 業務士	作業服（上、下）	4		に、
-------------	----------	---	--	----

「、道路等管理事務所及びキゴ山ふれあいの里」を「及び道路等管理事務所」に、

		2	上記の課所及び環境局を除く。	を
	運動着	2	キゴ山ふれあいの里に限る。	
	運動シャツ	4		

		2	上記の課所及び環境局を除く。	に、
--	--	---	----------------	----

「、東部管理センター及びキゴ山ふれあいの里」を「及び東部管理センター」に、「、道路等管理事務所（道路工事

従事者に限る。)及びキゴ山ふれあいの里」を「及び道路等管理事務所(道路工事従事者に限る。)」に、

「キゴ山ふれあいの里及びキゴ山少年自然の家に限る。」を「キゴ山ふれあい研修センターに限る。」に、「キゴ山ふれあいの里及びキゴ山少

年自然の家」を「及びキゴ山ふれあい研修センター」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第23号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「額()」を「勤務の区分に応じ、当該各号に定める額()」に、「掲げる額に」を「定める額に」に改め、同項第1号中「勤務については、5,900円」を「勤務 5,900円」に改め、同項第2号中「娯杉少年の森、キゴ山ふれあいの里又はキゴ山少年自然の家」を「キゴ山ふれあい研修センター」に、「勤務については、5,100円」を「勤務 5,100円」に改め、同項第3号中「、勤務については、5,100円」を「勤務 5,100円」に改め、同項第4号中「職員以外の職員の勤務については、4,200円」を「勤務以外の勤務 4,200円」に改める。

第17条の7の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求をすることができる期間」に改める。

第19条の3第2項中「の各号」を削り、同項第2号中「職員」の次に「(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である職員を除く。)」を加え、同項第11号中「6箇月」を「6か月」に改める。

第19条の5第1号中「100分の170」を「100分の160」に改め、同条第2号中「100分の80」を「100分の75」に改める。

附則第6項を削り、附則第7項中「100分の15.5」を「100分の16」に改め、同項を附則第6項とする。

別表第2市長の事務部局の項を次のように改める。

市長の事務部局	局長 卸売市場長 危機管理監 保健所長 会計管理者 その他の担当局長	1種
	部長 東京事務所長 中央卸売市場事務局次長 公設花き地方卸売市場事務局長 保健所次長 その他の担当部長	2種
	課長 交流拠点都市推進室長 調査統計室長 交流戦略推進室長 埋蔵文化財センター所長 農業センター所長 近江町交流プラザ館長 こども総合相談センター所長 児童相談所長 福祉健康センター所長 食肉衛生検査所長 管理センター所長 道路等管理事務所長	3種
	金沢美術工芸大学建設準備室長 ICT推進室長 庁舎等周辺整備室長 検査員室長 公共施設マネジメント推進室長 収納推進室長 町家保全活用室長 まちなかビジネス振興室長 金沢営業戦略室長 誘客推進室長 市民センター所長 生活衛生室長 地域包括ケア推進室長 在宅医療支援室長 温暖化対策室長 戸室新保理立場長 埋立場建設事務所長 ごみ減量化推進室長 環境エネルギーセンター所長 建物安全対策室長 違反建築対策室長 無電柱化推進室長 がけ地対策室長 生活道路室長 その他の担当課長、担当室長、担当所長及び担当次長	5種

別表第2教育委員会の事務部局の項中「市立工業高等学校事務局長」を「市立工業高等学校事務局長 中央公民館

長」に、「中央公民館長 玉川こども図書館副館長」を「家庭教育振興室長 玉川こども図書館副館長 研修相談センター所長」に改め、同表選挙管理委員会の事務部局の項中「3種」を「2種」に改め、同表監査委員の事務部局の項及び農業委員会の事務部局の項を次のように改める。

監査委員の事務部局	事務局長	1種
	事務局次長	3種
農業委員会の事務部局	事務局長	3種

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年(2016年)3月31日 印刷
平成28年(2016年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄